

## にしはりま循環型社会拠点施設環境保全委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 にしはりま循環型社会拠点施設(以下「施設」という。)の稼働にともなう周辺環境の保全を図るため、環境保全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 施設の運転管理状況に関すること
- (2) 生活環境影響評価事後調査報告に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

### (委員の選任及び任期)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者について、当該各号に記載する人数以内で、管理者が選任するものとする。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 周辺地域住民代表 6人
- (3) 組合圏域住民代表 5人
- (4) 関係行政職員等 2人

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員の選任にかかる前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、その任期が終了するものとする。

3 欠員の補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第1項第1号委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。